

審 23-0139

2023年5月18日

関係各位

公益財団法人日本サッカー協会
審判委員会委員長 扇谷 健司

フットサル競技規則 : 通達「第3条-競技者」の暫定的改正の適用 終了について

国際サッカー連盟(以下、FIFA)から、2022年2月15日付けで発信された「フットサル競技規則: 第3条-競技者の暫定的改正の延長」をもとに、本協会より2022年3月1日付(日サ協発第220020号)の通達において、2022年12月末までに終了予定の競技会において適用することができることをお伝えしました。

本件、今後の競技会において暫定的改正を適用しないということを決定しました。

本通達以降、FIFAから暫定的改正の延長の扱いについて連絡がなかったため、国内競技会においてはシーズン中ということもあり、引き続き暫定的改正の適用を認めてきました。しかしながら、5月8日(月)に新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が、「新型インフルエンザ等感染症」から「5類感染症」へと移行されたことに伴い、本協会において「JFA サッカー活動の再開に向けたガイドライン」及び「JFA 新型コロナウイルスの影響下における競技会・試合運営手引」を廃止した背景によるものとします。

Fリーグ、日本女子フットサルリーグおよび本協会主催大会におきましては、フットサル競技規則「第3条-競技者: 4. 交代の進め方」に基づいて交代を行うものとします。なお、現在、「暫定的改正」を適用している競技会においてはシーズン終了まで継続することは認めることとしますが、2024年1月1日以降は「暫定的改正」は適用することはできないものとします。

本通達について、各協会、連盟等において、加盟クラブ、チーム、審判員等関係者に周知徹底を図られるようお願いいたします。

参考: 通達 フットサル競技規則 : 通達「第3条-競技者」の暫定的改正の延長について

日サ協発第 220020 号
2022 年 3 月 1 日

関係各位

公益財団法人日本サッカー協会

国際サッカー連盟(以下、FIFA)のコロナ審判委員会委員長から、2022年2月15日付文書をもって、フットサル競技規則「第3条一競技者」の暫定的改正の延長について通達がありました。通達自体の日本語訳は、下記のとおりです。

今回の通達により、FIFAは2021年2月26日付の通達「第3条一競技者の暫定的改正の延長」(本協会より2021年3月5日付日サ協発第210035号にて発信)で示された2021年内に終了予定の競技会に適用できるとしたものをさらに延長して、2022年12月末までに終了予定の競技会においても適用できるとしました。

本通達について、各協会、連盟等において、加盟クラブ、チーム、審判員等関係者に周知徹底を図られるようお願いいたします。

記

フットサル競技規則:「第3条一競技者」の暫定的改正の延長について

昨年、FIFAは2021年2月26日付け文書に示すよう、第3条(競技者)に関する暫定的改正を2021年12月31日まで延長した。暫定的改正の導入の主たる理由はCOVID-19のフットサルに及ぼす影響への対応であり、現在の状況では、交代で退く競技者や第3審判にピブスを手渡す行為が感染のリスクとなりかねないからである。

FIFAは、フットサルのステークホルダーからのフィードバックを含めて引き続き検証したが、依然として暫定的改正は合理的であり、効果的であることを確認したことから、2022年12月31日までに終了予定の国内/国際のクラブの競技会および代表チームの競技会にこの暫定的改正を延長して適用することとした。

暫定的に改正した文章は、次のようになっている。

「交代は、交代要員が完全に自分のチームの交代ゾーンからピッチに入ることにより完了する。」

この情報について、貴協会におけるフットサル競技会の主催者に共有していただくことを願います。

FIFA 審判委員会委員長 ピエルルイジ・コリーナ

公益財団法人 日本サッカー協会

〒113-8311 東京都文京区サッカー通り(本郷 3-10-15) JFA ハウス
Tel.050-2018-1990 Fax.03-3830-2005
www.jfa.jp